

予防接種を受けましょう

市が無料で実施しているお子さんの予防接種は下表の通りです。市が委託している医療機関については、市コールセンター☎222-4894へお問い合わせください。

詳細 区役所(17号)の地域保健課、(ただし東区は☎711-3211、南区は☎581-5211)

種 類	接種対象年齢 (望ましい接種年齢)	接種回数	実施時期	実施場所
ポリオ	生後 3~90か月未満 (生後3~18か月)	6週以上の 間隔で2回	5月・10月	各区保健 センター
三種混合 (百日せき ジフテリア 破傷風)	1期初回 生後 3~90か月未満 (生後3~12か月)	3~8週 間隔で3回	通年	委託 医療機関
	1期追加 生後 3~90か月未満 (初回終了後 12~18か月)			
	2期 (ジフテリア 破傷風) 11~13歳未満 (小学校6年生)			
麻しん(はしか)	生後 12~90か月未満 (生後12~15か月)	1回		各区保健 センター
風しん	生後 12~90か月未満 (生後12~36か月)			
BCG	生後48か月未満 (生後3~12か月)			

目以降可能)。④三種混合ワクチンなどの不活化ワクチンを接種してから1週間経過していない(8日目以降可能)。
 ⑤麻しんが治ってから4週間経過していない。⑥風しん、水痘、おたふくかぜにかかったから4週間経過していない。
 ⑦突発性発疹、手足口病などにかかったから2週間経過していない。
 ⑧熱性けいれんの最終発作から3か月以上経過していない。
 ⑨そのほか、医師に服用が適当でないと判断された場合。
△昭和50~52年生まれの方への有料接種▽
 ポリオの免疫を保有している割合がほかの年齢層に比べて低いため、次の場合、再度ポリオワクチン接種をお勧めします。
 ①ポリオウイルス常在

国(アフリカ、東部地中海、東南アジアなど)に渡航されるとき。②お子さんがポリオワクチンを服用するとき。
費用 千120円。
※日時・会場 区民のページ参照。または、市コールセンター☎(222)4894へ電話。
【詳細】 区役所(17号)の地域保健課(ただし東区は☎(711)3211、南区は☎(581)5211)
住宅・土地
空き家市営住宅入居者募集
 詳しくは、募集案内書をご覧ください。
募集区分 一般住宅(単身向け・家族向け)、車いす住宅(家族向け)、高齢者住宅(単身向け)。
募集案内書 4月12日(月)~20日

(火)に市住宅管理公社(中央区北1西2オーク札幌ビル)、市役所7階住宅課、区役所で配布。
※もみじ台団地の募集は、毎月1回、期間を定めて市住宅管理公社で受け付けます。
申込 4月20日(火)(消印有効)までに申込書を送付。**(抽選)**
【詳細】 市住宅管理公社☎(211)3381かテレホンサービス☎(211)3388(もみじ台団地については☎(211)3389)
融雪期の土砂災害にご注意を
 がけの近くにお住まいの方や土地をお持ちの方は、融雪水による土砂災害にご注意ください。
点検 ①融雪水でがけ面が緩んでいないか。②異常に流水が集中したり、がけ面からわき水が出たりしていないか。③擁壁に膨らみや亀裂が生じていないか。
防災の心得 融雪水ががけ面に流れ込まないよう、板や土のうによる仮排水路で水はけをよくしてください。擁壁などに異常を発見したときは、すぐにご相談ください。
工事規制 丘陵地や山側一帯は、土砂災害やがけ崩れ防止のため、宅地造成等規制法に基づいて工事規制区域に指定されています。区域内で土木工事

(擁壁の設置も含む)を行う場合は許可が必要です。
 次の基準を超える無許可工事はやり直しになるほか、処罰の対象となる場合があります。
 ①整地面積500平方メートル
 ②切土の高さ2メートル
 ③盛土の高さ1メートル
 ④切土・盛土を合わせた高さ2メートル。
【詳細】 宅地課☎(211)2512
土地の購入・利用にはご注意を
市街化調整区域とは
 市街化調整区域は、都市の健全な発展と計画的な街づくりを図るため、市街化を抑制する区域として定められています。
 一般住宅や工場はもちろん、簡易なプレハブ構造の建物などについても、構造・用途や基礎の有無にかかわらず建築が規制されています。農業用倉庫を工場など別の目的に使用する用途変更も規制されています。
土地購入についての相談
 「市街化調整区域とは知らずに土地を買ってしまった」「土地を買ったが、公道に接しておらず家を建てられない」など、土地売買に関するトラブルが増えていきます。契約書の取り交しや、手付金の支払いの前にご相談ください。また、市街化調整区域の山林や原野を画面上で区画分筆

し、宅地に見せかけた現状有姿分譲地には、建物を建てる事ができません。将来市街化区域となる保証もありませんのでご注意ください。
【詳細】 宅地課☎(211)2512
市街化調整区域の建築形態制限の数値を改正
 市街化調整区域の建築形態制限(容積率、建ぺい率、道路斜線、隣地斜線など)の数値を改正する予定です。詳しくはお問い合わせください。
【詳細】 建築指導部管理課☎(211)2859
春の建築防災週間
 (4/20~26)
 外壁の落下事故や地震・火災などによる災害を防ぐため、建物の所有者は日ごろから建物の点検を心掛けてください。期間中は、多くの方が利用する建物の防災査察を行います。
【詳細】 監察課☎(211)2867
建築物などの定期報告用紙を変更
 建築基準法第12条では、市指定の建築物、建築設備について、所有者などに市へ定期報告するよう定めています。16年度から報告書の用紙が変更になりますのでご注意ください(市ホームページをご覧ください)。
【詳細】 監察課☎(211)2867